

明治時代の長野県教育における盲教育及び聾教育 に関する史的研究 (2)

－小林照三郎の『盲啞教育機關の公設』について－

中 嶋 忍・河 合 康*
(平成29年8月31日受付；平成29年12月11日受理)

要 旨

本研究は、教育雑誌「信濃教育」に小林照三郎が発表した『盲啞教育機關の公設』を基に、1. 公設盲啞学校の必要性、2. 盲啞学校の内容、に焦点を当てて、長野県における盲啞教育施設の考え方について検討した。その結果、次の点が明らかとなった。(1) 日本の盲啞教育機関は、ほとんどが慈善家による設立によって開始されたこと。(2) 盲啞教育を慈善事業に任せて公設機関を作らないのは、義務教育制をとる国家として最大の矛盾であること。(3) 長野県は長野盲啞学校があり、全国と同様に慈善事業で設立されたものであること。(4) 長野盲啞学校のみでは、県全域の児童を対象にするのが困難で、公設機関が必要であること。(5) 公設機関は長野県の場合、県立が望ましいこと。(6) 設立は、教育内容などの違いから盲学校と啞学校を分離独立させること。(7) 「啞」とは、音声の入力困難により発話ができない状態からくる「聾」であり、訓練すれば発話可能であること。(8) 学校名称は、啞の特性から「啞学校」ではなく「聾学校」が適切であること。(9) 寄宿舎を設けて保護者の経済的負担を軽減すること。

KEY WORDS

長野県 Nagano prefecture 盲啞学校 special schools for the blind and the deaf
盲学校 school for the blind 啞学校 school for the speech-impaired 聾学校 school for the deaf
盲教育 blind education 聾教育 deaf education

1 問題の所在と目的・方法

日本が明治になって教育の近代化を進める中で長野県は、いち早く教育政策を展開し始めた。この政策の基礎を作ったのは、当時の筑摩県¹⁾権令であった永山盛輝の力が大きかった。彼は、教育の重要性を説明して管内に小学校を建設するために理解を求め、教育によって県を盛り立てようという「教育立県」構想を提唱した。このことが功を奏し長野県は、全国と比べても高い就学率を生み出した。

また長野県教育は子ども達の基礎的学力を育成することはもとより、優秀な人材を多く輩出して国家のために役立てようということを目指した。この結果、教育の水準には厳しさが求められ、能力を伸ばすことができた者を目標通り多数輩出した。その一方で現場の小学校では、所定の内容が理解できずに成績が不振の児童が存在していた。これらの児童は「低能児」と呼ばれていた。そしてこれらの児童に対しては、明治20年代に特別な指導や支援を行うための学級が、松本と長野の小学校に設けられた。これらの特別学級は近代教育の草創期に生まれたことから、知的障害教育の初期形態とされている(中嶋・河合, 2006)¹⁾。

これらの実践が進められていく中で、低能児の要因が明確にされるようになった。具体的には、成績不振が単なる学力や能力の低下に起因するものではないということであった。最初は、不振要因を現在でいう知的障害であると考えていたが、要因は知的障害だけではなく、①視覚や聴覚に異常があるために理解ができない、②栄養不良などによる発育不良、などの障害が目立つようになった(中嶋・河合, 2016)²⁾。これにより長野県教育では、子どもの特性に合わせた方法の必要性が徐々に感じ始められた。

長野県教育の一翼を担っていたのは、教職員の職能団体の信濃教育会であった。この会では、教職員の実践報告や研究などを発表するための機関誌「信濃教育」を発刊していた。信濃教育には、明治30年代から前述の低能児教育など特別教育に関する論文が多数掲載されている。その中で盲教育及び聾教育に関する論文は、1907(明治40)年に佐藤熊治郎の発表した『盲人教育啞人教育』が最初であった。この後に発表されたのが、翌年の1908(同41)年の小林照三郎の『盲啞教育機關の公設』³⁾である。

*臨床・健康教育学系

佐藤の『盲人教育啞人教育』に関しては、中嶋・河合が次のように分析している⁽⁴⁾。佐藤は日本の盲人及び啞人について、世界で多いのが北欧であるとし、それに対して日本が千人当たり1.52人という出現率であって「世界の中でも多い方である」(中嶋・河合[2017]422)としていた。これに対して盲啞教育施設は、国内全体でも少ない状況であるととした。この状況から、「通常教育は欧米諸国と同等の水準まで達している(中略)しかし盲・聾教育や“白痴”教育、“瘋癲”教育を含めて特殊教育全体は、欧米諸国と比べられない程の未発達な状態」(中嶋・河合[2017]422)だとした。また長野県では、盲児童と啞児童が多数存在しているが、教育を受けている者はごく少ないとしていた。しかし県内には教育施設が少なく、「盲・聾教育を拡大させるには教育施設が必要(中略)佐藤は県立の施設の設置を主張」(中嶋・河合[2017]423)していた。加えて県全域を対象とするには、寄宿舎を設ける必要も説いていた。そして盲啞教育の早期の開始を主張し、「佐藤は、県立の盲啞学校の設立を目標としているけれども設立に時間がかかる場合には小学校の特別学級を設置して、早く盲・聾教育の普及を図らなければならない」(中嶋・河合[2017]423)としていた。

このように佐藤熊治郎は、県立盲啞学校を設立して早急に教育の普及を図らなければならないと論じていた。しかしこの県立盲啞学校案に対して、他の教職員がどのように受け止めていたのかを検討する必要がある。

そこで本研究は、長野盲啞学校の教員であった小林照三郎の『盲啞教育機関の公設』を基に、1. 公設盲啞学校の必要性、2. 盲啞学校の内容、に焦点を当てて、長野県における盲啞教育施設の考え方について検討した。

引用した史料に関しては、次のように表記した。史料中の漢字は旧漢字を原文のままとしたが、一部表記できないものは常用漢字とした。また引用史料中の「★」は合わせ字を示し、直後に括弧で内容を表している。引用中の「(前略)・(中略)・(後略)」はこの前後及び一部の文章を省略していることを、「(改段)」は原文が段組されていて段が改まることを表した。史料の引用部には、引用ページ数を付記した。使用する用語については、当時の教育状況を表しているため、一部現在では使用しない用語にカギ括弧を付けて表記した。

2 公設盲啞学校の必要性

小林は盲啞教育に関して、「本誌第貳百五拾参號紙上にて畏友佐藤主事は盲人教育啞人教育と題し斯道教育に關して詳細なる統計により縷々數千言を陳べて居る。其の言一々肯繁に中り實に敬服の至りである。」(小林[1908]1)と記しているように、佐藤熊治郎の『盲人教育啞人教育』の論文に触発されたと述べている。そしてこの教育に対しては、「されば余が此に云はんとするところも其相一致する者は略して僅に遣りたる一二を拾ふたるに過ぎぬ。」(小林[1908]1)とあるように、佐藤の意見と一致する点が大半だが、論じられていない点について述べるとしている。そして盲啞教育の必要性について「盲啞教育の必要たることは何人も異論はあるまい(後略)」(小林[1908]1)として、この教育に対する異論はないと述べている。しかし「(前略)只今日も尚疑問として研究の必要あるは其の經營を從來多く見るところの如く慈善的の事業に委ぬるか或は公設として全く國家の手にて經營するか点にある(後略)」(小林[1908]1)とし、教育施設は、慈善事業か行政の事業のどちらによって盲啞学校を經營していくのが問題あると指摘している。したがって「之に對する余の意見を先づ開陳せう。」(小林[1908]1)と述べ、小林は長野県の盲啞教育の機関について論じている。

日本で当時の盲啞教育施設は、慈善家によって設けられたものであったが、東京・京都・大阪の3校は、後に官立や市立に移管されている。この点について「從來の盲啞學校の設立は全く慈善家の手によつて成れる者にて其中東京京都大阪の三校のみ今日は官立或は市立として經營せらるゝに至つた(後略)」(小林[1908]1)と指摘し、「(前略)他は其の儘矢張慈善事業として經營せられて居る。慈善的の事業として經營せらるゝは勿論結構なる事にて世人より敬重の意を以て迎へらるはさもあるべきことである(後略)」(小林[1908]1)と示すように、その他の施設は慈善事業で行われてはいるものの、これらの事業が世間から尊敬されるべき活動であると述べている。しかし慈善事業だけに頼ることについて小林は、「(前略)願くは如斯計画の隨時隨處に續々發起せられん★(「こと」の合わせ文字)を。去りながら慈善の手にも限りのあることにて全然之に一任して顧みぬと云ふことは國家として取るべき態度ではあるまい(後略)」(小林[1908]1)と記しているように、すべてこれらに任せているのでは國家の怠慢であると指摘している。盲啞教育は、「(前略)本來を云へば盲啞者の教育も義務教育の範圍にて盲啞者も普通教育を受くる義務あると同時に権利もある(後略)」(小林[1908]1)として、義務教育の範圍であって盲啞児童も普通教育(通常教育)を受ける権利と義務があると述べている。これは國家が義務教育制度を定めているのに、盲啞教育の施設を作らないという矛盾があり、最大の欠点であると「(前略)國家は己に義務教育の制を布きながら盲啞者を教育すべき設備を設けざるは實に矛盾の甚だしき者にて聖代の一欠点と云はねばならぬ(後略)」(小林[1908]1)と指摘している。した

がってこのような現状は、「(前略) 此の欠点を補はん爲めに慈善的の經營を見るに至つたので云は、客である副である決して主格正副を顛倒してはならぬ。主格正副を轉置して完く備はらんことを求むるも之は所謂木に縁つて魚を漁するの類のみであるれ (後略)」(小林[1908]1) と記しているように、いつまでも許されるものではないとしている。

一方、長野県の盲啞教育でも、「(前略) 長野盲啞學校にしても設立者長野樂善會は今日も尚昔日の如く孜々として校の發達の爲めに努力して居る (後略)」(小林[1908]1) と示して、長野樂善會が設立した長野盲啞學校が役割を担っていると指摘している。この状態を打破すべく長野盲啞學校では、「(前略) 來年度を期して一大飛躍を試みんと劃策はしつゝある。去りながら本縣内にある盲啞學齡兒童を全く羅致して一人の無學の徒なからしめん★(「こと」の合わせ文字) は本校の近き將來に於ては一寸六ヶ敷いかもしれん (後略)」(小林[1908]1) と記しているように、盲啞教育施策に力を入れようとしているが、すべての盲啞の學齡兒童に教育を行うことは長野盲啞學校の將來を考えると困難なことであると指摘している。このような状態にしないためには、「(前略) されば國家は宜しく長野樂善會を誘導補助して彼等の初志を貫徹せしむる様盡力せねばならぬと同時に我自からも何等か期圖せねばなるまい (後略)」というように、國家の指導と支援を長野樂善會に行ってもらい初志を貫徹させる原動力としなければならないのと同時に、我々教員もさらなる努力をしなければならぬと述べている。しかし、「(前略) 長野盲啞學校のある有りて枕を高くして安眠せられても其の御委嘱に酬ゆるに足るや否やは我に保證は出來ぬ。」(小林[1908]1-2) とし、小林は長野盲啞學校の教員として長野県の盲啞教育の重要な役割が果たせることができるかどうか不安である旨を記している。

盲啞學校の運営について「國家自からが經營すべき者とせば如何にすべきか。各小學校に盲啞學校を附設すべきか。郡府縣をして公設とせしむべきか (後略)」(小林[1908]2) と示すように、學校設置を①どのようにすれば國の運営でできるか、②各小學校に附設して運営するべきか、③郡府縣立を設置して運営するべきか、という3種類の公設形を挙げている。この点については、「(前略) 我文部省は昨年四月十七日訓令第六號を以て府縣師範學校の附属小學校に盲人啞人の特別學級を設くべき★(「こと」の合わせ文字) を訓令せられた (後略)」(小林[1908]2) と、各府縣立の師範學校の付属小學校に盲啞教育のできる特別學級を設置することが文部省によって推奨されたと指摘している。この理由について小林は、「(前略) 其趣旨を推測するに附属小學校に盲人啞人の特別學級を附設し教生をして其教授の手振りを見習はしめ他年一日地方の小學校に赴任したる時學區内の盲啞兒童を學校に招致して之に曲り形にも普通教育を授けしめんとするにある者らしい (中略) 小學校附設説を採用した者らしい (後略)」(小林[1908]2) と指摘しているように、特別學級で盲啞教育実践を行ないながら師範學校生にその教育方法を学ぶ場を提供し、將來赴任する小學校で学区内にある盲啞兒童に教育を行わせようと考えていたことがうかがわれる。これを裏付けることとして「(前略) 東京盲啞學校長小西信八先生が予に直説に此話のあつた説も文部省の意見と符節を合して居ると記憶する (後略)」(小林[1908]2) と述べ、小西信八から直接聞いた内容も同様であったと記している。

しかし小林は「(前略) 之は一つ考へ物だ (後略)」(小林[1908]2) と指摘する。それは、「(前略) 盲啞教育は特殊の設備を要し特殊の教授法を要し各小學校に附設するは誠に不經濟でしかも其効力が一寸見えぬ随分鬱陶敷仕事である片手業にやつたのでは勞して其効は決して擧るまい (後略)」(小林[1908]2) と記しているように、盲啞教育には特殊な設備と教授方法が必要で、各小學校に附設すると次のような問題が生じると指摘している。それは、①不經濟であること、②盲啞教育の効果がすぐに見えないこと、③教授に専門的手段などが要求されるために片手間ではできない、という3点であって盲啞教育の有効性が期待できないと述べている。したがってもしこれが導入されるとしたら「(前略) 名は美にして其實は名に副はぬことゝなり終るであろう。それでは叶はぬ (後略)」(小林[1908]2) とし、盲啞教育が名ばかりで実を伴わないで終わると論じている。更に小林は、「(前略) さらば郡市立か。郡市立なら結構だが郡市立では兒童の数が少くて到底一校を組織するに足るまい (後略)」(小林[1908]2) と記しているように、郡立あるいは市立になると一校当たりの対象兒童数が少なくなり、設立が困難になると指摘している。

そこで長野県内の盲啞の兒童数について「(前略) 最近の調査によるも本縣内各郡市の學齡兒童数は實に左の通りである啞生は上伊那郡が最多數で二次が小縣郡の一九、是等は多は即ち多だが未だ一校を組織するに至らぬ。況んや其他をやだ。」(小林[1908]2) とあるように、明治41年3月末の調査結果(表1)を示している。

表1(小林[1908]2)によると小林の指摘のとおり、啞兒童は県全体に130人で、上伊那郡の21人(16.2%)が最も多く、小県郡の19人(14.6%)、北佐久郡の13人(10%)、諏訪郡の10人(7.7%)などとなっている。一方、盲兒童は全体で53人とされ、上高井郡の7人(13.2%)が最も多く、小県郡と更級郡の5人(9.4%)、上伊那郡と上水内郡の4人(7.5%)などと続いている。このような状況では、「郡市立とするには兒童数が少な過ぎる者とせば次は縣立とするより仕方あるまい (後略)」(小林[1908]2) と記しているように、人数を考えると郡立や市立ではなく県立の盲啞學校を作るしかない指摘している。これは「(前略) 縣管内とせば啞兒童一三〇盲兒童五三、一校宛組織するとして丁度手頃の數である。」(小林[1908]2) と示すように、全県を対象にすれば、183人という人数で一校にすると

適切な規模になると述べている。

表1 明治41年3月末の長野県の盲啞学齡児童数（原文抜粋）

(後略)	合計	長野市	上高井郡	上水内郡	埴科郡	南安曇郡	西筑摩郡	上伊那郡	小縣郡	北佐久郡	(改段)	本縣盲啞學齡兒童數	(前略)
	一三〇	二	八	六	五	一	二	二	一九	一三			
	五三	一	七	四	三	二	一	四	五	四		盲	
		松本市	下高井郡	下水内郡	更級郡	北安曇郡	東筑摩郡	下伊那郡	諏訪郡	南佐久郡		明治四十一年三月末日調	
		三	五	三	七	三	八	七	一〇	七		啞	
		〇	一	三	五	一	二	三	三	二		盲	

3 盲啞学校の内容

小林は前述のように、長野県の児童状況から県立の盲啞学校とする方法がよいと指摘している。そこで学校については、「縣で盲啞學校を組織經營する者とせば差當り注文すべきは盲啞を分離して各一校宛組織すべきことである（後略）」（小林[1908]2）というように、盲学校と啞学校とを分離させるべきだと主張している。これは、盲と啞がともに障害であることにはかわりないが、両者が混在している学校については理解できないとし、「（前略）元來盲啞を混合して學校を組織したのが全く其意を得ん。双方世の不具者である不具者と云ふこと丈けは成程一致して居る（後略）」（小林[1908]2）というように記している。なぜならこれらは、「（前略）一方は目が見えぬ一方は耳が聞こえぬ一は色がなく一は音がない教授の材料も方法も乃至設備も全然相違して居る（後略）」（小林[1908]2）と記すように、目が見えない視覚障害と耳が聞こえない聴覚障害では教材・教授方法・教授設備も異なるからであると指摘している。したがって「（前略）之を混合しても何等實際上の利益はない（後略）」（小林[1908]2）と、統合させる盲啞学校の設置方法に問題を投げかけている。問題はこれだけではなく、「（前略）兒童の数がふえ職員の数が多くなるに随ひ兒童と兒童職員と職員との間に利害の衝突等があつて統理上は頗る困難になつて來る（後略）」（小林[1908]2）というように、人が多くなると児童間や児童と教職員、教職員間の衝突が増加して学校管理が困難になると述べている。だから学校は盲学校と啞学校を分けても長野県の状況では可能であることを「（前略）双方相當の兒童數を得らるゝなら分離するがよい。本縣などは分離して丁度手頃の兒童數を得らるゝ。」（小林[1908]2）のように示している。

次に各学校の規模については、「啞兒童の一三〇は一學校として十分或は多きに過るが盲兒童の五三は一學校として稍不足の感もするが實は此位が適度の者かも知れん（後略）」（小林[1908]3）と記しているように、啞学校の130人に比べて盲学校は53人と少ないが児童数としては適切な規模であると指摘している。その理由は、「（前略）盲は學齡以上の兒童をも技藝科として收容し是非とも鍼按摩マッサージの教授をせねばなるまい彼と是と加ふれば優に一校とするに足る（後略）」（小林[1908]3）と示すように、盲学校の場合は尋常科などの課程を終えても、鍼・按摩・マッサージを教える技芸科というものを設置しなければならないからであるとしている。また一學級の人数については、「（前略）一學級の兒童數はどんなものかと云ふに先づ精々盲啞共十二三人から二十人止まり位ならん（中略）先進國の例は十二人が最多數と聞く（後略）」（小林[1908]3）と記しているように、先進國の場合が最大で12人であるから、両方とも12か13人〜20人くらいであるべきだと述べている。これは、「（前略）啞生の發音盲生の鍼按摩マッサージなどは殆んど個々の教授なれば少ければ少い程結果は上がる。」（小林[1908]3）とするように、啞兒童の發音練習や盲兒童の鍼・按摩・マッサージの教授が個別指導となるために、少人数であれば教育効果が向上するという理由である。一方で入学年齢については、啞兒童が8歳くらいで盲兒童が9歳以上がよいとしている。その理由として啞兒童

は、「(前略) 啞 (原文は「啞」が90度回転している) 生は満八歳位が可ならんか寄宿でもするとせばそれ以下にては管理上困難を見る場合あらんか (後略)」(小林[1908]3) と示しているように、もし寄宿舎があれば8歳以下でも可能としている。これに対して盲児童は「(前略) 盲生は少くとも九歳以上、點字は餘程手指の發達したる後にあらざれば取扱えぬ者にて九歳以下にては迎もだめなり。」(小林[1908]3) と記しているように、点字の習得は手指が發達しないと困難であるため9歳以下では難しいと指摘している。

学校の名称については、「(前略) 盲啞を分離して學校を組織せば其名稱は何と命ずべきか (後略)」(小林[1908]3) とし、「(前略) 盲學校はそれにてよからん。啞學校は何となく調がわるい。調がわるいのみならず理屈にも合はぬ (後略)」(小林[1908]3) と記すように、別々にした場合に特に啞學校では言葉の調子 (響き) が悪く、理屈にも合わないと指摘している。それは、「(前略) 所謂啞者は聾者のことにて聾なるが故に啞なるなり (後略)」(小林[1908]3) と記しているように、音が出ない「啞」はいわゆる耳が聞こえない「聾」のことであり、音が認識できないから言葉として話すことができないという意味で聾者であると述べている。しかしながら聾者は、「(前略) 聾は教育の力にては如何ともせん様なけれども聾者をして發音せしむることは不可能事にあらず (後略)」(小林[1908]3) と指摘するように、教育や指導などをするのは難しい点もあるが、發音させることは不可能ではないと述べている。それ故啞者も、教育や指導などによって發音を習得した後は啞者ではないとし、「(前略) 啞者も教育の力を以て發音することを得せしめたる後は決して啞者にあらず (後略)」(小林[1908]3) のように示している。これらの理由から学校名称は、「(前略) 啞學校は聾學校とするの適當なるに如かぬ譯となる。聾學校なる哉 (後略)」(小林[1908]3) と、聾學校が適當であると述べている。もう一つは、「(前略) 啞の教授を參觀せらるゝ教育者諸君の中よりも啞は耳は聞えますかなどゝの質問を受くること度々ある。此の誤りは一般には随分あることゝ思ふ旁聾學校と命ずべきである。」(小林[1908]3) と記しているように、啞の児童は耳が聞こえるのかという質問が教育者からあり、これが一般的な誤りで、聾學校としなければならない理由としている。

このように長野県に盲啞教育機関があれば、「(前略) 縣内に一つ宛の盲啞の教育機関が備りたりとせば所謂家に邑に不學の徒なからしめよとの大御心にも副ひ奉るべきにて恐悦至極の次第なれど (後略)」(小林[1908]3) と表しているように、家庭にも村内にも不學の子どもがいなくなるということになると指摘している。しかし盲児童や啞児童が就学困難となるのは教育機関がないだけではなく、「(前略) 此に困難ならば盲啞者の父兄にも貧もあり富もあり到底一人残らず此機關に羅致收容することの困難是れである。否過半以上は到底收容の見込みながらん (後略)」(小林[1908]3) と記すように、保護者の経済問題が関係して、対象児童を一人残らず收容させることが困難であり、この過半数以上は收容の見込みも立たないと述べている。これでは、すべての子どもに教育をすることが実現しなくなると「(前略) されば名の美に止まりて何の實益なきに終るは明なる理である。」(小林[1908]3) と述べている。

この就学問題を解決する方法については、「(前略) 之を救ふ方法として學校には完全の寄宿舎を設け學用具一切は勿論食費をも補助するの道を立て盲啞の父兄は自己の村落の學校に子弟を入學せしむると同様な安心と費用とを以て子弟を盲啞學校に入學せしめ得るの方途を講ずることである (後略)」(小林[1908]3) と記しているように、①盲啞學校に寄宿舎を設けること、②学用品一式や食費などを補助すること、を実施して保護者が安心して学校へ入学させられるようにするのがよいと述べている。それまで対象児童の保護者は、「(前略) 盲啞者の父兄は教育費のみは世間並みに負擔して自己の子弟は教育を受くること能はずてう世にも慘酷なる境遇に泣て居たのである (後略)」(小林[1908]3) と示しているように、通常の学校では世間一般と同様の教育費を払っても我が子に適した教育を受けさせることができず、残酷な境遇に置かれてしまうことに悩んでいたと指摘している。この保護者の苦悩は、盲啞學校を設立することで安心感を与えることができると「(前略) 此不具なる子弟を有する父兄に幾分の慰安を与ふる其事已に盲啞教育の一價值である。」(小林[1908]3) のように、この安心感が一つの盲啞教育の価値であると述べている。しかしこれらの費用については、「此の費用までも縣の經費とせば或は縣としても負擔に苦しむことなしとも限るまい (後略)」(小林[1908]3) とし、県の經費負担の増大に苦しむ可能性があるとは指摘をする。これを軽減するには、「(前略) 去る場合には兒童出身地の町村をして一人の兒童につき何程と定めて之を補助せしむることも全く無理ではあるまい。何となれば町村は已に町村内の兒童を教育すべき義務を有する。此の補助は此責任解除の代價とも見れば見えなんなりだ。」(小林[1908]3) と記しているように、対象児童の出身町村が一定の補助を出すことで解決するのではないかと、またこれは、自治体においてその域内の兒童を教育する義務があり、補助がこの義務を果たすことと考えられるのではないかと述べている。

4 まとめ

本研究は、小林照三郎が「信濃教育」に発表した『盲啞教育機関の公設』を基に、長野県における明治30～40年代の盲啞教育に関して公設盲啞学校の必要性和盲啞学校の内容について検討した結果、以下の点が明らかになったとともに、今後の課題が示された。

4.1 公設盲啞学校の必要性について

日本における盲啞教育機関については、そのほとんどが慈善家による私立のものであると指摘した。なぜなら東京・京都・大阪の3つの盲啞学校についても明治40年代当時に官立ではあるが、元々慈善家たちによって設立された機関だと説明した。このように盲啞教育はかなりの間、慈善事業によって支えられてきたが、これらだけに頼っている状況でよいのか疑問を投げかけていた。それは、義務教育制を掲げているにも関わらず、この範囲にある盲啞児童を教育する施設を国家が整備しないのはいかなるものか、またこの状況は、盲啞児童も一般児童と同様に普通教育（通常教育）を受ける権利と義務を有し、国家がこれを放置している点が矛盾であり最大の欠点であると論じていた。

長野県の盲と啞の両児童に対する教育については、全国の状況と同様に長野楽善会が設立した長野盲啞学校が担い、これも私立であるとした。しかし長野県内の盲啞学齢児童を就学させるには、長野盲啞学校のみではその教育を行うことが不可能であり、そこで盲啞教育施策を推進するには、国家が長野楽善会に対して適切な指導と支援をもらい、楽善会の理念を初志貫徹させることが必要であると指摘した。またこれによって教員は、さらなる気力を奮い立たせなければならぬと述べていた。

盲啞学校の運営については、①国立、②各小学校に附設、③府県立、というどの形態にしても公設にすべきであるかについて述べていた。小林は、文部省令第6号から師範学校附属小学校の特別学級での盲啞教育の実施を挙げたが、これについて、特別学級で盲啞教育実践を行ないながら師範学校生にその教育方法を学ぶ場として、将来に備えて盲啞児童に対する教育や指導の技術を付けさせようという文部省の理由を分析している。この理由は、東京盲啞学校校長の小西信八から小林が直接聞いた内容とも一致していたとして裏付けられるとした。しかし、各小学校の附属機関における盲啞教育については、さまざまな問題が生じると指摘していた。それは、盲啞教育には特殊な設備と教授方法が必要で、これによって①不経済であること、②盲啞教育の効果がすぐに見えないこと、③教授に専門的手段などが要求されるために片手間ではできない、という3つがあつて盲啞教育の有効性が出ないとした。

次に郡立や市立は、一校の対象児童が少なくなって設立が困難になるとした。明治41年3月末当時の長野県内の盲啞児童数は、啞児童が130人、盲児童が53人であるという人数を示し、この結果から長野県の公設盲啞学校は、郡立や市立では一校が少人数で成り立たないの、県立の学校を一つ設立するのが適切であると論じていた。

4.2 盲啞学校の内容について

公設盲啞学校について県立学校が適切であるとしたが、盲児童と啞児童を分離独立したものが望ましいとした。なぜなら盲と啞は異なった障害で、目が見えない視覚障害と耳が聞こえない聴覚障害では教材・教授方法・教授設備も違うためであるという理由を述べていた。したがって盲と啞が混在する設置方法では、人数が多くなって児童間や児童と教職員、教職員間の衝突が増加して学校管理が困難になるという問題を指摘した。

学校の規模などについては分離独立を前提として、次のように述べていた。学校内の一学級当たりの人数は、個別指導が中心となるので12～13人から最大20人が理想だとして、両学校とも共通していた。相違点は、指導内容や入学年齢などについてであった。盲学校は普通教育（通常教育）のみではなく、尋常科などの課程を終えても、鍼・按摩・マッサージを教える技芸科というものを設置・指導しなければならない。この点で、53人という人数が適切であるとした。入学年齢については、点字の習得は手指が発達しないと困難であるため9歳以上が望ましいとした。一方、啞学校は普通教育（通常教育）に加えて発音練習などが行われ、この点から人数は、130人でも対応が可能であると述べていた。入学年齢は満8歳からが理想としたが、寄宿舎があれば8歳以下でも可能であるとした。また学校名称については、啞学校というのは適当ではないと指摘していた。それは、発話ができない「啞」が耳の聞こえない「聾」に原因があり、音が入力できないから言葉として出力できない状態であると述べている。だから「啞」児童は「聾」児童であり、名称も聾学校とすべきと主張していた。また啞児童は指導などに困難があるが、発話させることが可能であるとした。そして発音方法や発話を獲得した後は、「啞」ではないと論じていた。

公設の盲啞教育機関が設立されることは、地域に不学の子どもがいなくなると見ていた。しかし小林は、盲や啞の児童が就学できないのは教育機関がないだけではなく、保護者の経済問題があることに着目した。これでは、対象児童を一人残らず収容させることが困難で、この半数以上は収容の見込みも立たず、すべての子どもに教育をすること

が実現しなくなると述べていた。この就学問題を解決するには、①盲啞学校に寄宿舎を設けること、②学用品一式や食費などを補助すること、を実施して保護者が安心して学校へ入学させられるようにする方法があったとした。

一方で費用の問題は県がすべてまかなうと、県の経済負担が増大してしまうため、小林は、対象児童の出身自治体が一定の補助を行う提案をしていた。これは、自治体においてその域内の児童を教育する義務があり、補助がこの義務を果たすことになると考えられるからだと論じた。

4. 3 今後の課題について

今後は、信濃教育第253号の佐藤熊治郎著『盲人教育啞人教育』とともに、小林照三郎の盲啞教育の重要性の提起が長野県教育にどのような影響を与えたのかを明らかにすることが課題として残された。

注

1) 筑摩県は、現在の長野県の中信と南信、岐阜県北部の飛騨地方を範囲とした県である。県は明治4～9年の間、松本（現・長野県松本市）に県庁が置かれていた。

謝辞

本研究に関して安曇野市中央図書館の皆様には、史料の複写など多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

文献

- (1) 中嶋忍・河合康 (2006) 長野県松本尋常小学校の「落第生」学級に関する史的研究－「落第生」学級の設置・廃止の経緯と成績不良の考え方について－. 発達障害研究, 28, pp.290-306.
- (2) 中嶋忍・河合康 (2016) 教育雑誌「信濃教育」における長野尋常小学校の特別学級実践報告に関する史的研究. 上越教育大学特別支援教育実践センター紀要, 22, pp.35-40.
- (3) 小林照三郎 (1908) 盲啞教育機関の公設. 信濃教育, 第二百六十六号, pp.1-3.
- (4) 中嶋忍・河合康 (2017) 明治時代の長野県教育における盲教育及び聾教育に関する史的研究 (1)－佐藤熊治郎の『盲人教育啞人教育』について－. 上越教育大学研究紀要, 36(2), pp.417-424.

A Historical Study of Blind and Deaf Education in Nagano Prefecture during the Meiji Period (2) -A Summary of Terusaburo Kobayashi's "Public Educational Institutions for the Blind and Deaf"

Shinobu NAKAJIMA and Yasushi KAWAI*

ABSTRACT

This paper examines the thought processes behind educational institutions for the blind and deaf in Nagano prefecture, focusing on 1. the importance of public special schools for the blind and deaf, and 2. the content of these special schools, as based on Terusaburo Kobayashi's "Public Educational Institutions for the Blind and Deaf" which was published in the education journal, *Shinano Kyoiku*. Consequently, the following points have become apparent. (1) The majority of Japan's educational institutions for the blind and deaf were originally established by charities. (2) The fact that education for the blind and deaf is left to charitable enterprises and that public institutions have not been established is a huge inconsistency for a state with a compulsory education system. (3) Nagano prefecture has the Nagano Blind School, but as with the rest of the country, this was established by a charitable enterprise. (4) The Nagano Blind School is struggling as the only such school for children in the entire prefecture, and a public institution is required. (5) A prefectural public institution is advisable in Nagano prefecture. (6) There should be separate, independent schools for the blind and for the speech-impaired, due to differences in education content etc. (7) Speech impairment is deafness that occurs from an inability to speak due to difficulty with speech input, but speech is possible with practice. (8) In terms of school name, "school for the deaf" is more appropriate than "school for the speech-impaired" due to the characteristics of speech-impairment. (9) Establishing a dormitory would lessen the economic burden on the students' parents/guardians.

* Clinical Psychology, Health Care and Special Needs Education